

給与支払報告書に関するお知らせ

1 特別徴収一斉指定について

平成26年7月、福島県地方税滞納整理推進会議本部会議において、福島県内の給与所得者の特別徴収推進のため、福島県と各市町村が一体となって、平成28年度（一部地域は平成27年度）から、対象となる給与支払者を特別徴収義務者に一斉指定することが決定しました。

泉崎村においても、この決定を受け、平成28年度から特別徴収義務者の一斉指定を実施しています。法令順守と納税の利便性向上に配慮した取組みですので、ご理解とご協力をお願いします。

2 マイナンバー（個人番号）の記載について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、次の①～④の記載が必要になります。

- ①給与等の支払いを受ける者（従業員）の個人番号
 - ②控除対象配偶者の氏名及び個人番号
 - ③控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族の氏名及び個人番号
 - ④給与等の支払いをする者（事業主）の個人番号又は法人番号
- 通知カード又は個人番号カード等にて従業員の方の個人番号の確認をお願いいたします。

3 電子申告での提出について

泉崎村では、給与支払報告書（総括表・個人別明細書）の提出について、e LTAXを利用した電子申告による受付を行っています。また、給与支払報告書以外にも、次の個人県民税の特別徴収に関する手続きについて、e LTAXを利用した電子申告による受付を行っています。

- 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- 普通徴収から特別徴収への切替申請書
- 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
- 公的年金等支払報告書（総括表・個人別明細書）

切り離してご提出ください

令和8年度 給与支払報告書の提出について

◆ 提出期限 令和8年2月2日（月）

※なお、事務処理の関係により、1月21日（水）までに提出くださいようご協力をお願いします。

- ◆ パート、アルバイト、退職者等を含め、令和7年中に給与等の支払いをした方全員について作成し、提出してください。
- ◆ 提出の際は、左の用紙の裏面を給与支払報告書の総括表としてお使いいただき、記載されている内容に変更がありましたら、朱書きで訂正してください。
- ◆ 特別徴収できない方がいる場合は、この用紙の裏面の「普通徴収仕切紙」を使用し、必ず特別徴収と区分してください。
- ◆ 個人別明細書は、1枚提出してください。
- ◆ 給与支払報告書を特別徴収で提出した後に、退職、転勤などの異動がありましたら、速やかに異動届出書の提出をお願いします。
- ◆ 会計事務所等から給与支払報告書を提出される事業所は、総括表を必ず会計事務所等へお届けください。村県民税の特別徴収による納入についても会計事務所等へお話ししてください。
- ◆ 令和8年1月1日現在、泉崎村に住所を有する該当者がいない、または廃業された場合は、確認のため、総括表にその旨を記載しご返送ください。